

欧州特許庁，欧州特許条約規則 36(1)に係る分割出願期限の起算点を
一部修正する旨を周知

2013 年 1 月 7 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁 (EPO) は，昨年 12 月 20 日，欧州特許条約 (EPC) 規則 36(1)に係る自発的 (同規則 36(1)(a)) 又は義務的 (同規則 36(1) (b)) 分割出願の期限の算定に関する従来の運用を一部修正し，当該期限の起算点となる「審査部の最初の通知」から「EPO Form 2001A」を除外することとする旨，同 3 日付けで周知したと同庁のウェブサイトにて公表した。

EPO Form 2001A とは，出願人が否定的な欧州調査見解 (European Search Opinion) に対して応答しなかった場合に機械的に自動発送される，同見解に対する応答を出願人に求める通知である。本通知が「審査部からの通知」であるか否かについては，昨年 4 月 18 日付けの EPO 審判部の決定 (J 9/10) において，同通知が実体審査官の関与の下ではなく単に方式担当官の責任で通知されているとして，疑義が呈されていた。そこで，当該決定に起因して，出願人及び公衆との間での分割出願の期限の算定に関し法的安定性が損なわれることを防ぐために，EPO は，今後 EPO Form 2001A を EPC 規則 36(1)に係る分割出願の期限の起算点とせず，最先の出願について，「審査部の通知」に明確に該当する EPC94 条(3)及び同規則 71(1)～(3)に関して発出された最初の通知に基づいて同期限を起算することとする旨を明示的に周知した。

本件については，対欧州特許庁代理人協会 (epi) が，同協会の理事会から EPO に宛てた「欧州特許条約規則 36 に関する epi の立場表明文書」と題する文書において，EPC 規則 36(1)の運用上の当該問題点として，以下のとおり指摘していた。

「本規則の運用は，特に発明の単一性に基づく異議が提起された結果なされた分割出願について，EPO・出願人双方にとって取扱いが大変複雑であり，多大な負担となる」。具体的には，同規則(1)(b)に該当するケースの，「当該異議が欧州調査見解によって提起されたものの，出願審査のファーストアクションの際にはなされなかった場合に，手続期限を正確に計算することが大きな負担となる」。

— EPO のウェブサイトにおける本件に係る周知内容は，以下参照 —

[Notice from the European Patent Office dated 3 December 2012 on calculation of the time limit under Rule 36\(1\) EPC](#)

— EPO 審判部の決定 (J 9/10) (英語) は，以下参照 —

[DECISION of the Legal Board of Appeal 3.1.01 of 18 April 2012 \(PDF\)](#)

— epi の立場表明文書は，以下参照 —

[Subject: epi Position Paper on Rule 36 EPC, By: epi Council, To: European Patent Office,](#)

Date: 22.11.2012 (PDF)

— epi の立場表明文書に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
対欧州特許庁代理人協会、欧州特許条約規則 36 に関する立場表明文書を公表 (2012 年 12 月 1 日) (PDF)

(以上)